

資料

被拘留者に対する死刑の時効の適用に関する、法務大臣への意見書

沢 登 佳 人

解 説

昭和二十三年一月二十六日、開店直後の帝国銀行椎名町支店（東京都豊島区）に、都の「防疫班」の腕章をした五〇歳前後の男が現われ、赤痢の予防薬と称して行員一六名に青酸性の毒物を飲ませた。一二名が死亡し、四名は命をとりとめたが、男は現金一六万四千円と小切手を奪って逃走した。警視庁は同年八月二一日、テンペラ画家平沢貞通を容疑者として逮捕して取調べ、自白を獲た。しかし平沢は一審公判から否認に転じた。一、二審とも死刑言渡を受け上告したが、昭和三〇年四月六日上告棄却の判決言渡を受け（最高裁昭和二六年（レ）第二五一八号強盗殺人等被告

事件）、その結果平沢に対する死刑言渡は昭和三〇年五月七日に確定した（刑訴法四一八条）。刑確定後も平沢は無罪を主張して一六回にわたり再審請求を行なったがすべて棄却され、一七回目の再審請求が現在東京高等裁判所に係属中である。

ところで、昭和六〇年五月七日には、平沢に対する死刑判決確定後満三〇年が経過し終る。平沢再審請求事件の弁護人らおよび「平沢貞通氏を救う会（鶴見俊輔代表委員、平沢武彦事務局長代行）」は、「刑法三一条および三二条により、この日を以て平沢に対する死刑の時効が完成し、平沢に対する死刑の執行は免除されるはずである。」との考えに基づき、昭和六〇年一月二四日法務大臣、法務省刑事局、中央厚生保護審査会に対し、特赦による平沢の即時釈放または死刑の時効の完成による昭和六〇年五月七日平沢の釈放を要請すると共に、釈放に賛同する法学者一七五名の賛同署名および四〇名の意見書を併せ提出した。

しかし、法務省はかねてから「時効は完成しない」との立場をとり、寛栄一刑事局長は昭和五九年三月国会で、「刑事の時効は、判決言渡後に逃亡するなどして刑の執行を逃れている場合に適用されるもので、平沢の場合は刑の執行を前提とした拘留が続いている以上、その間は時効は進行しない。」との見解を表明した。そして昭和六〇年三月二八日「平沢貞通を救う会」が、重ねて死刑の時効による釈放要請の署名を法務省に提出した際にも、当局者は、刑の時効を否定する見解を変えない旨言明した。

そこで、昭和六〇年四月五日、平沢の弁護人らは、鳥崎法相、江幡検事総長らを相手取り、死刑の時効が完成する昭和六〇年五月七日に平沢を釈放することを求めた人身保護請求を、東京地方裁判所に提出した。

江湖の参考に使せんがために、以下、沢登佳人が平沢弁護人団および「救う会」の要請を受けて昭和六〇年一月

二四日法務大臣らに提出した意見書を転載する。

平沢貞通氏の釈放問題に関する意見書

新潟大学法学部教授 刑法

沢 登 佳 人

死刑判決を受けた者がその判決の確定後三〇年間監獄に拘留されたままであれば、刑法三二条に従い三〇年の「期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ」時効が完成し、かつ刑法三一条に従い「時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得」る。然らずとする見解に対して以下弁駁する。

一、死刑執行までの拘留期間中は時効期間は進行しないと解するためには、その拘留を死刑執行の一部と解し、すでに執行に着手しているのだから時効期間は進行しないのだと説明しなければならない。しかしこの論理は成り立たない。なぜなら——刑法一一二条二項は「死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘留ス」と定め、「拘留」を明確に「死刑ノ執行」と区別している。これに反論して「拘留は死刑の執行のものではないが、死刑執行の準備段階として広義では死刑の執行の一部である。」と主張するのは、憲法三一条の定める刑事法の蔽

格解釈の要請に反する。

二、のみならず、三〇年の拘留を死刑執行の準備期間と解すること自体が、次の理由により本質的に不可能である。すなわち——死刑囚を三〇年間の死の恐怖の下に置き続けたこと自体、法と人道と良識とが決して予定せず絶対に認めえない違法な拘禁である。それによってすでに、死刑の執行に優る実質的処罰がなされずみである。「この三〇年の拘禁は死刑執行の準備段階であつて、広義の死刑執行の一部である。」という論理をもし貫き通すならば、三十年経過後いづれ死刑を現実に行しなければならぬことになる。しかし、三十年の拘禁と死の恐怖という苦痛を科した上、さらにその命を絶つというが如きは、人道に反し、明らかに憲法三二六条が禁止する残虐刑に当たる。かように、もはや人道憲法上死刑を科すことが不可能である以上は、「三〇年の拘留は死刑執行のための準備段階であり、従つて広義の死刑執行の一部であつた。」という論拠は現実によつて否定されたのであるから、三〇年の経過を以て時効の完成を認めざるをえないはずである。

三、「死刑執行の準備期間たる拘留期間中時効はその進行を停止する。」という見解があるが、これは次の理由により誤りである。すなわち——刑法三四条一項によれば、「時効ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中断ス」。単に「中断ス」であつて「中断シタル後拘禁中停止ス」ではない。尤も、自由刑の執行は逮捕に当然引続く拘禁により行なわれるので、逮捕と刑の執行とは連続し、その後再び逃亡がなされぬ限り、時効中断後の時効の再開は事実上問題とならない。しかし、死刑の執行に備えて逮捕後拘留する場合には、拘留が上述の如く死刑

執行の一部ではない以上、その拘留期間中逮捕によって中断された時効は再び進行を開始すると解さざるを得ない。かように一旦逃亡してから逮捕されて死刑執行に備えて拘留されている者に対しては時効が進行するのに、逃亡することなく法に従って拘留されている者に対しては時効の進行が停止するというのは、不公平どころか話が逆であつて、憲法一四条の定める法の下の平等に反する。従来人は懲役刑・禁錮刑の場合のみを念頭に置き、単なる中断と中断後拘禁中停止との違いを意識しなかつたのであるが、死刑の場合にはこの違いを看過することは許されな
い。

四、以上に対し次のような反論を試みる人がいるかもしれない。すなわち——刑法三四条一項の逮捕とは、狭義の逮捕とそれに引続く監獄での拘留との全体を指称する広義の概念である。それ故、狭義の逮捕以後三〇年間監獄に拘留されていた死刑囚は三〇年間逮捕されていたのであり、従つて三〇年間時効の進行が中断されていたのである。しからばこれと対比して、死刑確定後逃亡することなく引続き三〇年間拘留されていた者についても同様時効が進行しない——但しこの場合は一旦進行を開始した時効を中断するわけではないから時効が停止する——と解するところが、公平な取扱いである、と。しかしこの理窟は次の理由によつて成り立たない。すなわち——刑事手続上逮捕とは、それまで身体的に自由であつた人をまず捕えた上で身柄拘束のまま彼を法が予定する次の段階の手続に移送する手続を言う。従つて、移送のために常識上必要にして十分な時間を超えて自由を拘束することは許されない。被疑者を捕えた上でこれを勾留手続に移送する手続としての被疑者逮捕は、その代表例であつて、法律によりその期間を厳しく制限されている。確定判決を受けた逃亡者を逮捕した場合も、同様に、捕えた逃亡者は次の手続段階

たる監獄内拘留手続に直ちにこれを移送しなければならない。移送された人が自由刑に処せられるべき場合には、拘留手続即刑の執行であるから、どんなに屁理窟をこねても、その拘留を刑の執行に先立つ逮捕と混同することはできない。故にこの場合、逮捕が監獄内拘留手続への移送の完了を以て終ることは明らかである。移送された人が死刑に処せられるべき場合には、拘留即刑の執行ではないから、現実に死刑の執行の着手があるまでは、拘留手続を逮捕の継続すなわち被逮捕者を次の手続たる死刑の執行に移送する過程の一部と解する余地がありそうに見えるかもしれない。しかしこの解釈は次の理由によつて成り立たない。すなわち——逮捕による身柄拘束下の移送は、なるほど時として複数主体により次々に引継がれることができる。しかし移送たる限り、それは通算して短期間内になされなければならない。もし引継の或る段階以後、法がかなり長期間にわたる身柄拘束を定めておれば、それは単に移送のために必要だという理由で認められているに過ぎないものではなく、移送以外の目的を達成するために、或いはむしろ主として移送以外の目的を達成するためにこそ、必要だという理由で認められているものである。従つてその身柄拘束を伴う手続は、移送のための身柄拘束たることを本質とする逮捕とは、本質的に異なる手続なのである。被疑者逮捕は複数主体に次々と引継がれうるが通算して七十二時間を超ええず、それに引続く所の、身柄の移送ではなくその確保を目的とする、最大限二〇日間の起訴前勾留または期限の定めなき被告人勾留が、逮捕とは全く別個の手続とされているのは、このためである。同様に、死刑囚の身柄確保を目的とする、期限の定めなき、死刑執行に先立つ監獄内拘留も、逮捕とは全く本質を異にする手続である。

五、刑の確定後法に背いて逃亡した者については、三〇年経過すれば時効が完成する。法に背いて逃亡し差し迫っ

た生命の危険を免れてその間相対的に自由で安穩な生活を享受していた者に対してさえ、刑法は死刑の執行を免除するという恩典を与えているのだから、法に従って三〇年間自由を拘束される苦痛を忍受し今日は死ぬか明日は殺されるかという不安に耐えて来た者に対しては、「もちろん」死刑の執行を免除する恩典を与えなければならぬ。象が通つてよい道なら「もちろん」馬も通つてよい、というのと同じ理窟である。もし恩典を与えなければ、不公平どころか、象は通つてもよいが馬はいけない、というのと同様話が全く逆である。これでは、死刑囚に逃亡を奨励し三〇年間逃げおさせた者に褒美を与える一方、おとなしく死刑を待ちまたは再審・恩赦など適法な手段によつて死刑を免れようと努力している者を、逃亡する才覚もない無能者または馬鹿正直者と輕蔑して冷遇するにひとしい。これを正義と法の下の平等とに対する重大な侵犯と言わずして何であらう。